お客さま

■お客さまのご預金について

預金積金【260,576百万円】

地域の皆さまの財産形成や生活設計のお役に立てる商品のご提供に努めるとともに、地域社会に貢献できる商品のご提供や取り組みを行ってまいります。

■会員、出資金について

出資総額　【1,778百万円】
会員数　　【12,822人】

■地域のお客さまへのご融資について

貸出金残高【147,480百万円】
預貸率　　【56.59%】

信用金庫の使命である円滑な資金の供給を図るため、地域でお預かりした預金は地元の多くの中小企業、個人のお客さまに必要な資金として安定的にご提供し、地域経済の持続的な発展に努めております。

預金積金
出資金

貸出金

ふれあいを大切に 102年

世田谷信用金庫

当金庫は、世田谷区と世田谷区周辺の地域を主な営業区域として、地元の中小企業や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地域のお客さまからお預かりした大切なご預金を、地域で資金を必要とするお客さまにご利用いただくよう努力しております。また、金融機能のみならず、お悩みの解決に結びつく情報や専門コンサルティングのご紹介・ご提供、さらに文化、環境、教育面における社会貢献も視野に入れ、お客さまとの絆を一層強くしてまいりたいと願っております。

- ●常勤役職員数：202名
- ●店舗数　：14店舗
- ●業務純益：306百万円
- ●経常利益：349百万円
- ●当期純利益：185百万円
- ●自己資本比率：7.52%

その他の運用

金融面にとどまらず、地域の文化、スポーツ等の社会貢献に取り組んでおります。

■ご融資以外の運用について

有価証券残高【39,285百万円】
預証率【15.07%】

当金庫はお客さまからお預りしたご預金を、ご融資による運用の他に一部有価証券等で運用しております。また、自治体発行の債券引受など地域貢献につながる投資も行っております。なお、安全性や流動性を重視し、国内の有価証券のみを対象としております。

■文化的・社会的貢献に関する取り組みについて

地域社会

- ●地域行事へ参加
- ●地域社会への貢献
- ●お客さまとともに歩んでまいります
- ●「法律・税務・遺言相談会」（予約制、無料）
- ●みどりへの取り組み

※取り組みの状況は6ページをご参照ください。

地域社会貢献

■文化的・社会的貢献に関する取り組みについて

●地域行事へ参加

店舗周辺の地域行事（お祭り･盆踊り･各種行事）には積極的に参加しております。また､｢せたがやボロ市｣にてチャリティーバザーを実施しております。売上金は、世田谷区社会福祉協議会に寄附金としてお届けすることが出来ました。皆さまのご協力に御礼申し上げます。

せたがやホタル祭りとサギ草市
せたしん縁日（2022 年 8 月）

せたがやボロ市（2022 年 12 月）

世田谷区社会福祉協議会にお届けいたしました
（2022 年 12 月）

●地域社会への貢献

信用金庫の中央組織、信金中央金庫が創設した地方創生スキーム「SCB ふるさと応援団」制度を活用（企業版ふるさと納税）して、世田谷区が事業者の挑戦を支援する「地域連携ハンズオン支援事業」を対象事業として、世田谷区に寄附金をお届けいたしました。

「SCB ふるさと応援団」寄附金贈呈式

新型コロナウイルス相談窓口（本店）

●お客さまとともに歩んでまいります

当金庫は、新型コロナウイルスの影響により、先行きに不安を抱いている地元の皆さまに「経営相談窓口」を設置して幅広い相談に対応し、迅速に資金繰り支援が出来るよう全力で取り組んでおります。

●「法律・税務・遺言相談会」（予約制、無料）毎月 3 会場で開催いたします。

お客さまの暮らしに関する様々なご相談を当金庫業務提携先の弁護士、税理士がお答えします。

開催場所

コンサルティングプラザ（毎月 3 回開催）
〒 158-0094 東京都世田谷区玉川 3-19-1　世田谷信用金庫玉川支店内
フリーダイヤル：0120-86-5036

船橋支店（毎月 1 回開催）
〒 156-0055 東京都世田谷区船橋 1-29-1　船橋支店 2 階応接室　　電話：03-3420-6161

等々力支店（毎月 1 回開催）
〒 158-0082 東京都世田谷区等々力 3-13-1　等々力支店 2 階応接室　　電話：03-3701-1141

受付時間　9 時～17 時（月曜日から金曜日・祝日を除く）

●みどりへの取り組み

当金庫は、世田谷区を拠点とした地域金融機関として、みどり豊かな「世田谷」の環境を守り育てていきたいと考え、世田谷区が掲げるみどり率 33%の目標実現に賛同しております。その活動に貢献する為、「環境にやさしい通帳“エコ通帳”」の発行を通じて協力をさせていただいております。皆さまのご理解とご協力に深く御礼申し上げます。

※六本木支店・宮崎台支店・青葉台支店では「環境にやさしい通帳“エコ通帳”」のお取り扱いはいたしておりません。

エコ通帳

■中小企業の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 中小企業（小規模事業者含む。以下同じ）の経営支援に関する取り組み方針

地域経済の活性化・発展のため、創業・新規事業支援やお取引先企業の経営支援活動を行う本部スタッフと、お取引先企業の内容を最もよく把握している営業店スタッフが連携し、お取引先企業に対する財務管理手法の改善、経費節減、業務再構築等の助言、債権者への支援要請、経営改善計画の策定支援などを積極的に取り組んでおります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家・外部機関等との連携を含む。）の状況

お取引先企業の内容を最もよく把握している営業店スタッフと本部スタッフが連携し、お取引先企業に対する経営支援を積極的に取り組んでおります。当金庫は、代表機関として「せたしんふれあいプラットフォーム」を組成、また、構成機関として、「とうきょうビジネス創造連携プラットフォーム」に加盟しております。また、世田谷区をはじめ地元諸団体と連携し、専門的な課題解決のお手伝いをさせていただいております。

3. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況（支援内容、外部専門家・外部機関との連携、取り組み事例等）

①創業・新規事業展開のご支援

毎月営業店で「お客さま融資相談会」を実施しております。また、中小企業診断士を招いた相談会も実施し、新規融資相談・創業支援を積極的に行っております。

②成長段階におけるご支援

地元企業の皆さまの新たな販路拡大をご支援させていただくため、ビジネスマッチングで「売りたい」、「買いたい」、「連携したい」をサポートし地域経済のお役にたちたいと考えております。

③経営改善・事業再生・業種転換等のご支援

コンサルティングプラザを拠点とし、M＆Aや法律・税務等の専門家と連携して、さまざまなご相談を通じてお客さまの問題解決に向けたお手伝いを、迅速かつ適切に対応できるよう態勢を築いております。

4. 地域活性化に関する取り組み状況

世田谷区商店街連合会のプレミアム付商品券の取扱いをはじめ、各商店街が実施する「まちバル」、「まちゼミ」等のイベントに参加・協力し地域の賑わい創生、地域活性化に取り組んでおります。

5. 経営者保証に関するガイドラインへの取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性においては、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど適切な対応に努めております。

	2022 年度
新規に無保証で融資した件数	227 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	24.12%
保証契約を解除した件数	17 件

・「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

経営改善支援の取り組み実績

【2022 年度（2022 年 4 月～ 2023 年 3 月）】 （単位：先数） （単位：%）

		期初債務者数	うち経営改善支援取り組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定している全ての先数	経営改善支援取り組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
		A	α	β	γ	δ	α /A	β / α	δ / α
正常先	①	3,055	4		4	0	0.1		0.0
要注意先 うちその他要注意先	②	240	50	7	40	4	20.8	14.0	8.0
要注意先 うち要管理先	③	0	0	0	0	0	－	－	－
破綻懸念先	④	59	2	1	1	1	3.4	50.0	50.0
実質破綻先	⑤	60	0	0	0	0	0.0	－	－
破綻先	⑥	10	0	0	0	0	0.0	－	－
小計（②～⑥の計）		369	52	8	41	5	14.1	15.4	9.6
合　計		3,424	56	8	45	5	1.6	14.3	8.9

・期初債務者数及び債務者区分は 2022 年 4 月当初時点で整理しております。
・債務者数、経営改善支援取り組み先は、取引先中小企業（個人事業主を含む。）です。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
　なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めておりません。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」＋「RCC の支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」